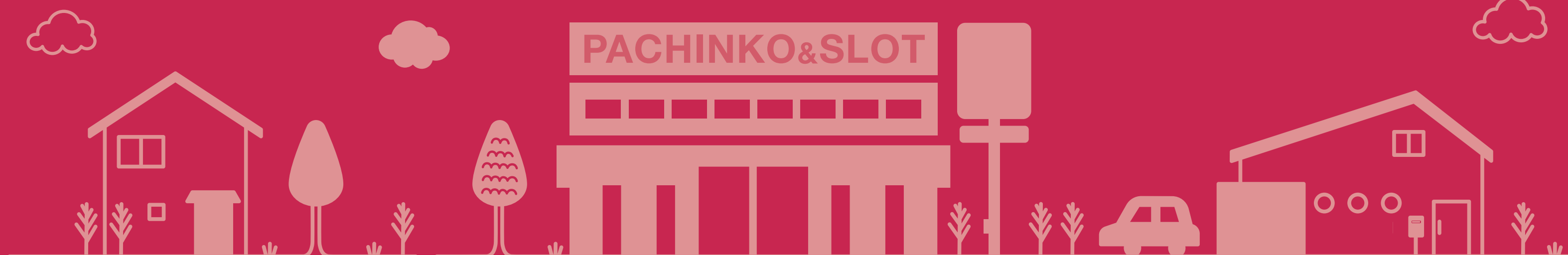


貯玉補償基金から貯玉会員に重要なお知らせ

2026年11月より、
貯玉／貯メダルの
補償ルールが
変更・追加されます。



- 1** 補償は、**基金に加盟する貯玉システムを対象に実施**します。貯玉システムが加盟しているか事前に加盟店または基金にご確認ください。
- 2** 補償は、**会員カードを5年以内に利用されている会員に実施**します。
(これまでの実施内容を明文化)
- 3** 補償の個別の案内は、**貯玉250個以上または貯メダル50枚以上の残高を保有する会員に送付**します。
(遊技料金の上限が基準)
- 4** 補償の上限は、**大規模災害等により基金の財源が不足する可能性があるときに変更**します。
(通常は会員一人当たりそれぞれ貯玉25万個／貯メダル5万枚)
- 5** 加盟店が事業譲渡等される場合に譲渡先に会員が承継されないときは、加盟店ではなくなり、**基金からの補償は受けられなくなります**。



一般社団法人 貯玉補償基金

<https://www.chodama.or.jp/>

詳しくは貯玉補償基金のホームページをご確認ください。

